

【農業協同組合法第十一条の五十第七項】
総代会決議の公告

平成三十一年三月二十六日開催の臨時総代会において、農業協同組合法第十一条の五十第一項の規定により、当組合が農業の経営及びこれに附帯する事業を行うことを決議しましたので公告します。よって、この決議に対し異議のある正組合員は、本公告掲載の翌日から二週間以内にお申し出下さい。

平成三十一年四月二日

愛知県岡崎市坂左右町字葦ノ部一八番一号

あいち三河農業協同組合

代表理事組合長 天野 吉伸